

令和6年度（2024年度）第2回

北海道こども施策審議会次世代成育支援部会

議 事 録

日時：令和6年（2024年）8月9日（金）15時00分開会

場所：北海道立道民活動センター かでる2・7 940 研修室

1 開会

●事務局（坂本課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から、令和6年度第2回北海道こども施策審議会次世代成育支援部会を開催いたします。

私は、保健福祉部子ども家庭支援課の坂本です。議事に入るまで、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、配布資料を確認させていただきます。お手元の次第のとおり、資料1から5までを配布しています。資料の不足等がございましたら、お知らせください。

●一同

（不足なし）

●事務局（坂本課長補佐）

よろしいでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、子育て支援担当局長の堤より、ご挨拶を申し上げます。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

子育て支援担当局長の堤でございます。

委員の皆様にはご多忙のところ、会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

前回の部会におきましては、委員の皆様よりたくさんのご意見を賜り、ありがとうございます。現在取り組んでおります、施策や次期計画に反映させながら進めてまいりたいと考えております。

本日は、その次期計画の大枠となる骨子案についてご審議いただくほか、子どもや若者の意見を聞く取り組みとして、本部会の所掌事項であるヤングケアラーの方々からのアンケートについて議題とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ですがご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（坂本課長補佐）

本日の部会は本年度第2回目ですが、前回の開催後、1名の委員が交代されました。株式会社NTTドコモ北海道支社の後藤委員が退任され、同じく株式会社NTTドコモ北海道支社企画総務部担当部長の赤羽委員が就任されましたので、ご報告いたします。なお、本日は所用のためご欠席となっております。

続きまして、本日ご出席いただいた委員の皆様をご紹介します。

まず初めに、本部会の部会長であります、北海学園大学法学部教授の内山委員です。本日は、オンラインでのご参加となっております。

一般社団法人北海道公認心理師協会会長の河合委員です。

札幌弁護士会、原総合法律事務所の原委員です。

株式会社北海道新聞社企画室 CSR 担当の津村委員です。

北海道医療大学総合福祉学部准教授の今西委員です。

北海道PTA連合会副会長の谷渕委員です。

公益財団法人北海道青少年育成協会理事の山田委員です。

一般社団法人北海道子ども会育成連合会事務局長の木村委員です。本日はオンラインでのご参加となっております。

以上8名のご出席をいただいております。一般社団法人北海道商工会議所連合会業務推進部担当部長の小野委員ですが、まだお見えになっていませんが、後ほどお越しになるかと存じます。

このほか、本日は北海道高等学校長協会総合部会長の吉村委員と北海道市長会事務局次長の田畑委員と北海道町村会政務部長の熊谷委員が欠席となっております。

本日は委員13名のうち8名の出席をいただいておりますこと、委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますことから、本部会は成立していることをご報告します。

事務局及びオブザーバーにつきましては出席者名簿をご覧ください。

次に本日の会議ですが、会場の都合上、およそ90分から2時間程度を予定しております。

また、本部会は議事録を作成し公表いたします。議事録につきましては、部会終了後に事務局におきまして発言記録を取りまとめ、委員の皆様にご確認いただいた上で公表いたします。

ここからの議事進行につきましては内山部会長にお願いしたいと思います。

部会長、よろしくお願いいたします。

●内山部会長

部会長の内山です。よろしくお願いいたします。

2 説明事項：前回部会における質問等について

●内山部会長

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

説明事項「前回部会における質問等について」事務局から説明をお願いします。

●事務局（石井主事）

子ども家庭支援課の石井です。私から、前回部会における質問等について、ご回答および対応状況などをご説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。1ページ、2ページには、前回いただいたご質問のうち、未回答となっていたものについて、所管部署に確認した内容を記載しております。

2ページの上段をご覧ください。前回、木村委員からいただきましたご質問につきましては当課からの回答を記載しておりますが、一部補足を交えてご説明差し上げます。

前回部会でご説明差し上げた少年非行の統計についての資料につきましては、道警さんの方で公表されている統計の数値を引用しまして、当課において作成しております。

そこで、統計について道警さんに確認しましたところ、そもそも公表されている数値というのは各警察署で検挙または補導した人数によるものであって、検挙または補導した少年が必ずしも各警察署の管内居住者ではなく、例えばですね、札幌市在住の人について、旭川方面のどこかの警察署が検挙したという場合は、その旭川方面の警察署の数値に入ってくるというような、これは道内に限らず、他の都府県在住の人についても数値に入ってくるような作りになっているとのことでした。

このことを踏まえて、当課としては、公表されている数値を用いて、振興局ごとの実情を把握するために振興局単位の数値を算出するという事は困難であると考えております。

このほかの回答につきましては、1 ページ、2 ページの各項目よりご確認ください。
3 ページ、4 ページにつきましては、前回部会でいただいた意見の対応状況等を記載しておりますので、こちらも併せてご確認ください。

私からの説明は以上です。

●内山部会長

ただいまの説明についてご意見、ご質問はございますでしょうか。

●一同

(発言なし)

●内山部会長

ないようでしたら、議事を進めさせていただきたいと思います。

3 審議事項：次期計画及び新条例の骨子（案）たたき台について

●内山部会長

それでは審議事項「次期計画および新条例の骨子案たたき台について」事務局から説明をお願いします。

●事務局（大森係長）

子ども家庭支援課の大森と申します。「次期計画および新条例の骨子案たたき台について」説明をいたします。

資料2をご覧ください。北海道こども基本条例の検討についてご説明いたします。

第1回目の部会でもご説明をしましたが、検討の背景にありますとおり、昨年4月にこども基本法が施行されたことなどを踏まえ、道においても、こども基本法の目的や趣旨を踏まえた新条例の制定を検討することといたしました。

また、少子化対策を総合的に推進することを目的としている、「北海道子どもの未来

づくりのための少子化対策推進条例」についても、新条例の制定とあわせて見直しを検討することとしています。

2ページをご覧ください。北海道こども基本条例の骨子案たたき台となります。

条例に規定する項目について、表の左側にこども基本法の目的や基本理念等の概要を記載し、真ん中に新条例の目的、基本理念、基本的施策などについて記載しています。主に赤字で記載した部分が、こども基本法にない項目となっており、道のこれまでの条例や施策、他県の条例を勘案し、規定したいと考えています。

3ページに、参考までに前回部会の資料を掲載しています。ただいま新条例の制定と少子化対策推進条例の見直しについてご説明をいたしました。青少年健全育成条例については、改正は行わない予定です。

今後は、本部会をはじめ、他部会の委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、骨子案として道議会に報告し、具体的な内容について検討を進めてまいります。

続きまして資料3をご覧ください。次期計画についてご説明をいたします。

1ページの下の方にありますとおり、第1回目の部会で、次期青少年健全育成基本計画については、3つの計画を統合し、都道府県こども計画として策定することをご説明いたしました。

都道府県こども計画は、「こども施策を全体として統一的に横串を刺す」、「住民にとってわかりやすいものとする」、「事務負担の軽減」といった観点から、こども基本法に規定され、こども計画の目的は、本年5月に示されたガイドラインにおいて、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」を実現していくこととされています。

国の見解では、計画の策定にあたって、資料に記載の①から⑤までの5つの項目を遵守するように示されております。

2ページをご覧ください。ライフステージの検討につきまして、資料の上から順番に、現行の3つの計画のライフステージと主な取組を記載しています。

次期計画となる都道府県こども計画については、資料下段の赤枠内に記載のとおり、網羅的にこども大綱を勘案し、こども大綱と同様に、「こどもの誕生前から幼児期」、「学童期・思春期」、「青年期」の3つのライフステージで構成したいと考えております。

続けて、資料3の3ページ目ですが、その次の資料4を2枚並べてご覧ください。

まず、資料3の3ページには、こども大綱に記載されている基本方針や重要事項を記載しています。赤枠で囲った「こども施策に関する基本的な方針」についてIからVIを記載していますが、これは資料4の左側の基本方針のIからVIと対応しています。

次に資料3の3ページの真ん中に「ライフステージを通じた重要事項」について記載していますが、この項目の英数字が、資料4の右側の「主な取組の方向性」の内容と紐づいています。

資料4「次期骨子案たたき台」の一番左側に縦書きで記載している、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」すなわち「こどもまんなか社会」の実現を次期計画の目標とし、右隣に記載の6つの基本方針を施策の柱として、右側に記載の「主な取組の方向性」に沿った施策を展開していきたいと考えています。

主な取組の方向性につきましては、資料3の3ページに記載の、こども大綱の「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」等を網羅的に勘案しています。

計画骨子案たたき台についてのご説明は以上で、委員の皆様からご意見を賜りたいのはここまでとなりますが、ご覧いただいている資料4の1ページの真ん中あたりにあります、「(3) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」と「(4) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」という項目につきまして、資料4の次のページに参考資料としまして、今後どのように記載項目がぶら下がってくるのかを、イメージ例として、記載しています。

ぶら下がってくる記載内容は、「こどもまんなか実行計画2024」から抜粋して転記しています。(3)と(4)の大項目の中にぶら下がってくるものが、これだけの数があるようなイメージということで、あくまでイメージではありますが、次回以降の審議イメージの参考にさせていただければと思います。

私からの説明は以上です。

●内山部会長

はい。事務局から、北海道こども基本条例と、北海道青少年健全育成基本計画の次期計画にあたる北海道こども計画に係る骨子案たたき台について説明がありました。

皆様それぞれの立場からご意見・ご質問を賜りたいと思います。

まず、条例の骨子案のたたき台はいかがでしょうか。

●河合委員

たたき台ということでございまして、先ほどご説明がありよく分かったところではあります。今後のためにですね、ライフステージのところを突き合わせて作っていったところ、事前に、わかりはしましたけれども、何かその一覧があると嬉しかったと思うところです。

一覧と申しますか、ごめんなさい。計画の基本方針Ⅰの「(2) 多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり」。これは、こども大綱のライフステージを通じた重要事項Ⅰー

(2) のところで、これをこの基本方針Ⅰのところに入れた理由と言ったらいいでしょうか、お伺いしたいと思っております。

わざわざここに入れたのだと思います。上の方の(1)は基本方針Ⅰとよく対応するものと思うのですけれども、(2)は少々違和感があると言ったらよいでしょうか。ここには入れなくてもよいのかなと考えるところでございます。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

事務局でございます。

基本的に、この取組の方向性の建て付けについてはこども大綱を勘案しておりまして、多様な遊びや体験の機会の重要性については、こどもの権利に関連する部分もございますことから、このように位置付けているところでございます。

●河合委員

ライフステージのところでございますけれども、あえて上の方に持っていったということでございますね。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

そうです。ライフステージを通した重要事項、ライフステージ別の重要事項で言えば、特に幼児期までのところで。

●河合委員

そういったライフステージ関係のところを基本方針の下に対応させるのであればよくわかるのですけれども。あとは私的にですが、基本方針Ⅰにこども・若者を権利の主体として認識し云々と書かれてございます。そこの対応が、先ほど申し上げました、

(1)の「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」は、それはそうだということに思うのですけれども、「多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり」をここにわざわざぶら下げると言いますか、対応させているわけですよ。その理由が、ライフステージということが大事であるということで、この(2)のことだけ、もっと重要視するということなのではないでしょうか。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

事務局ですが、すみません今回のこのライフステージ別というものはですね、3つのライフステージとライフステージを通した重要事項とで枠が4つありますけれども、そこ資料4の「基本方針」と「主な取組の方向性」がですね、どこに位置しているのかがわかりづらいので、ここはですね、次回の素案になるときも含めて、わかりやすい書き方を工夫して、次回もしくは別途メールか何かを利用して、こういうことになっているということをお知らせしたいと思います。

すみませんわかりづらくて、申し訳ございません。

●河合委員

ありがとうございます。全部調べればよかったのですがけれども、上がっていないものもあったりして。そこは北海道の特色を出すためなのかなと深読みもしたりしていたのですがけれども。対照表というのですかね。この部分は大綱のどこに対応しているのかということがわかるような物があると確認がしやすいっていうところではございますので、よろしく願いいたします。

●内山部会長

はい、ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

●今西委員

少し全体の方の話をした方がよいのかなと思いつつも、資料4について、参考資料も見ながらですが、基本方針Ⅳのところ、いわゆる貧困や障がいの関係があって、

(3)と(4)のところを細かくというところで書いてあり、かなりボリュームのある内容になる項目が多いかなと思う中で、今回9つ挙げていただいているというところが特筆すべき部分で、この部会で検討するということなのかなと理解していたのですが、主に自殺・犯罪ですとか、若者支援やヤングケアラー関係が載っていて、虐待予防対策とか社会的養護の推進関係というところは、この項目の中の14のトピックスには挙がってはこなかったように見えたのですが、この辺りは別のところで取り上げるというような、ライフステージというところでのものになるのかどうかということを、確認だけさせていただければと思って質問でした。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

事務局でございます。

今西先生のおっしゃるとおりですね、児童虐待であるとか社会的養護につきましてはこども措置審査部会や社会的養育支援部会というのが別にありまして、そこで児童福祉の関係について審議していただくということで、資料4の2枚目の主な取組の方向性の、児童虐待防止対策と社会的擁護の推進は別の部会が中心となって審議を行いまして、後段のヤングケアラー支援のところをこちらの部会で、（4）についてはこちらの部会でも審議するということになってございます。

●今西委員

わかりました。そちらの方でもライフステージを通した重要事項というような形の、いわゆるベースは同じような形での建て付けになっているというところで、向こうでも同じようなこの構図なのかなと思って理解していたのですが、その辺までわかったりしますか。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

同じように、ライフステージを通した重要事項ということで、位置付けて考えてございます。

●今西委員

その中で、なのですけれども、先ほど河合委員がお話しされたようにⅠに入ってくる部分などを、そこがずれると他もずれてくるみたいなことも、入ってくる項目が変わってくるので、その辺の全体のバランスと言いますか、枠組みが崩れなければいいなというところ、他のところでライフステージを考えてもらうということであれば、同じように懸念として思ったところなので、そのあたりが大丈夫であればこのままで、私は理解いたしました。

●内山部会長

はい、次お願いします。

●河合委員

今のちょうどお話にあった、9つの項目と言ったらよいでしょうか。ライフステージを通した重要事項ということで、次回以降審議イメージで1から9まで上がっているのですけれども、9のところ、「矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実」等というところも、ここに含まれていく予定でございましょうか。

もちろん、矯正教育というところは、法務省管轄では重要なところだというように思いますし、もちろんその少年が社会で生活していくわけですが、その「矯正教育」という言葉自体の響きが、このこども計画を作っていく上で、しっくりこないと言ったらよいでしょうか、もっとわかりやすい言葉でもよいのかなという気がいたしますけれども。

あるいは1から9で分かれておりますけれども、分類ですとかまとめというところを考えたときに、この「矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実」というところは上の「非行防止と相談支援、自立支援の推進」のところに入れ得るのかなと、その方がバランスが良いのかなと思った次第でございます。

それから、もう一つ別の話になりますけれども、基本方針Ⅰの(1)のところ。大綱の書き方等もございまして、こども対象に、こどもが権利を持っているのだということがわかるように、みたいなことも、もちろん大事なのですが、大人向けのところも、どこかにきちんと入れていただけたら良いなと思っております。

主な取組の方向性のところで、どこかに入ってくるのかもしれないですが、これって権利擁護の方なのですかね。「意見を言っていよ」「権利があるんだよ」というようなところをこども・若者がわかるということも大事なところだと、もちろん思いますけれども、その意見を伝えられる側と言うのでしょうか、大人側がどのように思っているのかということセットにして進めていかないことには、なかなか実際の動きにはなっていないのかなと思うところでございます。

●事務局（堤子育て支援担当局長）

事務局でございます。

2点いただいたうちの1点目につきまして、今回はあくまでも「次回以降審議イメージ」ということで、国の「こどもまんなか実行計画2024」から、国ではヤングケアラー支援やこども・若者の自殺対策、若者を守る取り組みとしてこのように列記して対策を打っていますということをご参考につけさせていただきましたので、そっくりそのまま私どももやろうということではないのですけれども、基本こども大綱を踏まえて考えておりますが、9の「矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実」については、河合委員がおっしゃるとおり8に含まれるものもあり得まじょうし、また私どもも、国では法務省の関係でこういうことを書いておりますけれども、道のこれまでの取組との整合性も兼

ねて、この取組事項については、次回素案を示させていただくときに、また検討させていただきたいと思っております。

2点目のですね、基本方針のIについてですけれども、権利主体となることも達への権利擁護について、大人に対する部分も必要じゃないかということはおっしゃるとおりで、「社会全体での共有」というところですね、この部分の所管は別の部会になりますので、そちらの方にお伝えしたいと思います。

ご意見ありがとうございます。

●河合委員

ありがとうございます。

～ 小野委員到着：以下、出席9名での進行 ～

●内山部会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

●津村委員

よろしいですか。このたたき台を見せてもらって、基本方針などの感想なのですが、1つはこの基本的な方針の大きなところは、子ども・若者を尊重し、権利を守って、幸せな生活を送ってもらうというところに、一言でいえばまとまるのかなと思います。これはあくまでも個人的な感想ですが、IからVIまでである中で、どこかにですね、夢や希望が持てるという文言がですね、何か入れられないかなというのが感想でした。

この方針自体は、尊重して権利を守るということが大きなところだと思うのですが、例えばIVのところの「若者が幸せな状態で成長できる」という表現などの中にそういう文言を、そこでなくてもよいのですが、何となく情緒的な言葉ですが、入ったらどうかなというのが感想です。

それともう1つですね、ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、資料4と、資料3にもありますが、Vの下から2行目のところで、「隘路の打破」という表現がありますが、ちょっと難しいかなという感じがすると、「隘路」に対しては「拓く」という方が表現的にはよいのかなと。いわゆる「隘路を切り拓く」とか。もし「隘路」という言葉を、何と言いましょうか、感覚的なところでお使いになられたいのであ

れば「拓く」とか「打開する」という表現の方がよいのかなと。

わかりやすく書くとしたら、私達であれば多分、阻む課題や問題を解消したり何とかしましようというような表現にしますけれども、「隘路」という言葉の方が、何かすごく大変だという感じがわかるので、「隘路」という言葉自体はとても良い表現だと思いますので、その点だけ気になりましたので一言でした。すみません以上です。

●内山委員

事務局いかがでしょうか。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ご意見ありがとうございます。今いただいたように、表現について検討させていただきます。

●内山部会長

ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

●河合委員

最後に1つ、今おっしゃられたことにちょっと触発されまして。資料4のIVの「良好な成育環境を確保し」のところ、どうしても、これは起きないで欲しいというようなことを起きないようにさせる、みたいな発想になりがちだと思うのですけれども。そもそも「良好な成育環境」というのはどういうものなのか。そもそもどんなことが整っていると、あるいは起きていると「良好な成育環境」ということになるのか。というところも併せて、その成育環境を作っていく、起こしていく。そのような発想での取り組みもあるといいなと。これはいつも思うところでございます。マイナス方向の物事を起きないようにするというだけでなく、ポジティブな方向、起きて欲しいこと、あって欲しいものがちゃんとあるようにと言うのでしょうか、そういう発想での取組も何かあると良いかなと思うところです。

実は、「多様な遊びや体験」とか「活躍できる機会」、これ自体がある種良好な成育環境をつくる、あるいはそうじゃないとできないものかなと思うところでございます。Iの(2)のところ、先ほど申し上げましたが、他のところに入れた方がよいかなと、やはり思うところでございます。以上です。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。

●内山部会長

既に条例だけでなく計画骨子案についてもご意見を伺っているところですが、そのほか計画骨子案のたたき台についていかがでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

ないようでしたら、先に進みたいと思います。ありがとうございます。
事務局の方では、意見を踏まえて次期計画を検討していただければと思います。

4 報告事項：こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聴く取組 について

●内山部会長

議事を進めさせていただきます。報告事項「こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聞く取組について」事務局からお願いします。

●事務局（大森係長）

はい。資料5に基づきまして、こども・若者（ヤングケアラー）の意見を聞く取組を説明いたします。

前回の部会におきまして、次期計画の策定にあたって、子ども政策局全体で、こども・若者からの意見を聞く予定としており、ヤングケアラーの意見も聞く予定であることをご説明いたしましたが、ヤングケアラーの意見を聞く取組について、進め方な

どに関する検討内容をご報告いたします。

取組の検討にあたりまして、こども家庭庁の「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を参考としました。

表の一番上ですが、意見を伝えやすい手法について、Web アンケートに答えるといった回答割合は、年代が高いほど大きくなる傾向にあり、紙のアンケートが答えやすいといった割合は、年代が低いほど大きくなる傾向にあるそうです。

また、表の中段に記載したとおり、自分をヤングケアラーと認識していないことが多く、ヤングケアラーの立場で意見を言いたいという人にアプローチすることが難しいため、表の一番下にありますとおり、支援者を通じて意見聴取の目的に合致したこども・若者に声をかけてもらうことが良いとガイドラインに記載があります。

2ページをご覧ください。

これらのことを踏まえ、本年度、道としましては、インターネット上のフォームからのWeb アンケート形式と、紙媒体によるアンケート形式の2通りの方法で、ヤングケアラーの専門相談窓口として道が設置している「北海道ヤングケアラー相談サポートセンター」やヤングケアラーコーディネーターなどを通じて、当事者にアプローチをすることとしたいと考えており、支援者が普段から関わって関係性ができているヤングケアラー、自身がヤングケアラーであると認識している方に対してアンケートを実施し、可能であればヒアリングも行い、より具体的な話を伺えたらと考えております。

スケジュールは表にありますとおり、アンケートの内容はその後続きます資料のとおりとなっております。高校生以上と中学生以下の2種類のアンケートを作成しております。どちらもWeb版と紙媒体版の2種類ずつを作成していますが、資料としては高校生以上のWeb版と中学生以下の紙媒体版を付けています。

なお、アンケートの手法や内容等につきましては、本部会の委員であり、道のケアラー支援推進協議会の構成員でいらっしゃいます、日本医療大学の今西准教授に全面的にご協力を賜り作成をいたしました。

また、8月2日から恵庭市内で実施しました、ヤングケアラーカフェにおいて、先駆けて参加者にアンケートをお願いしましたので、併せてご報告をいたします。

説明は以上となります。

●内山委員

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見ご質問ございますでしょうか。

●原委員

こどもの関係では、やはりこども本人から話を聞いて、いろいろ話ができるということが大切だと思います。支援が必要なこどもを見逃さないように、是非道はしっかり考えていただきたいと思っております。

「ヤングケアラー」が社会問題になったときに一体何だろうと、最初はわからなかったのですが、いろいろと本などでも書かれているものがありまして、こどもに支援がとどいていないのは、やっぱりこれおかしいよねと。例えば親の介護をしなければいけない、こどもはどうしたらよいのかははっきりわからない、学校にも行かなければならない。こどもがどれだけつらい思いをしているのか、そしてこどものその後の将来に大変な影響が生じるのか、そのあたりがわからないままです。

そこら辺をよろしく願います。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ありがとうございます。

おっしゃっていただいたように、なかなかやはり自覚しにくいところがありますので、こちらでもヤングケアラーの方と繋がっている団体を通じて、直接声を聴けるようにアンケートを取ってまいりたいと思えます。

●河合委員

アンケートを見せていただいたところでございますけれども、小さなことから大きなことまで、気づいたところを。

まず小さなところから、もしかしたら直しているのかもしれないんですけども、小中学生用のアンケートの設問6の上から6番目、「話を聞いてあげる」になっております。「聴」が抜けてるかと思えます。細かいところで申し訳ないのんですけども。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。

●河合委員

それから、小中学生用の最初のページの、「このアンケートを受け取った皆さんへ」というところの説明文。「お世話」という言葉が冒頭で出てきているので、あえて使わなかったのかなというようにも思うのですが、2行目の「家族のケアをしている」というところ、ここで「ケア」という言葉をいきなり出して大丈夫なのかしらと、ちょっと

思ったところでございます。

高校生の方は、高校生以上なので違うのだとは思いますが、家族の介護やお世話などという例が拳がって、あとは全部「お世話」と言いますというような説明になっております。小中学生ということではいいかと、特に「ケア」という言葉に馴染みがない気がいたしました。

●事務局（坂本課長補佐）

そうですね。はい。

●河合委員

もう1つはですね、小学生と中学生をひとくくりとしていることですかね。これは小学生にはつらいかもしれないと思いました。内容以前に、この文字を多さですかね。あと紙媒体版を出していただいておりますが、文字のサイズも、小さいのですよね。

Web版の方は、フォントが違って、こちらの方がまだ読みやすいのではないかなと思いました。紙媒体の方は昔ながらのきちんとしたアンケート調査の字体かなと思うのですけれども、もうちょっと違っていいかなと思いました。

あとは高校生以上の方の、「いつお世話をしていますか」という設問9の、2つ目の項目です。「平日の日中（学校や仕事の時間帯）」と書かれておりますが、これは休んでいるという意味合いなのだと思いますけれども、当事者ならわかるのかなとも思うのですけれども、平日の日中こっそり仕事や学校を抜けてという意味合いにも捉えられて。実際はこのぐらいの書き方でなければチェックを入れてもらえないのかもしれないとも思いましたが、この選択肢がどのように記入者の方に捉えられるのかなと。

入れにくかったりもするのでしょうか。でも実際にそうだったりもするのかもしれないのですよね。学校の中抜けしてとか、仕事を中抜けしてとか、工作中だけのおうちに戻って、みたいなこともあるのかもしれない。流石ヤングケアラー対象のアンケートだなと思ったのと同時に、もうちょっと入れやすい項目か、説明があってもよいのかなと思います、でも当事者は、先ほど言いましたようにこれで十分、自分はこれだと、入れてくれるのかもしれないなとも思ったところではあります。

最後に、対象となるのは、もともとヤングケアラーと関わっていらっしゃる方に、このアンケートをとるようにおっしゃっていただけでしょうか。私ちょっとそこをうまく聞き取れなかった気がします。ヤングケアラーだと、自分がそうだというように思っていないかもしれない人を対象にしているわけではなく、これはもうヤングケアラーだと自分も思っているし支援者も思っている方という定義、対象はそこ限定されている

ということですよ。

であれば、もう「ヤングケアラー」という言葉自体もわかっているという前提になりますかね。何かその辺、対象となっている方がどうというのがちゃんと把握できれば、それで後々がよいとは思うのですけれども、と思いました。以上でございます。

●事務局（坂本課長補佐）

はい。ありがとうございます。

まず「家族のケア」という表現のところが、いただいたとおり「お世話」の方がわかりやすいかと思しますので、そのようにしたいと思います。

2番目にいただきました文字のフォントは、紙版の方が教科書のような字体となっておりますが、Web版みたいなゴシック体で整えられるように調整したいと思います。

3つ目の「お世話はいつしていますか」というところも、大きく言うと朝昼晩っていうところですね、おっしゃったとおり確かに学校や仕事などを抜けている方もあれば、休んでずっとという形もあるかと思うのですけれども、ここは昼間にやっていますよということであれば、チェックを入れてもらえるのではないかと考えております。

4つ目にいただいたヤングケアラーはどういった方に対して調査するのかというのは、先ほどもご説明差し上げていましたが、ヤングケアラー相談サポートセンターというところなど、道がヤングケアラーと関わることをお願いしている方々に、自分がヤングケアラーであるとわかっている方に記入していただくようお願いしておりますので、そうなるとこのヤングケアラーの説明がいらぬのではないかなと思うところもあるかもしれませんが、実際にヤングケアラー当事者の方にお聞きするという形となっております。以上です。

●河合委員

1つ、字体のことなのですが、ユニバーサルデザイン、UD体というものでしょうか。それが多分、読みやすいものだと思います。

●事務局（大森係長）

こちら、紙版の方はUD体になっております。教科書などに用いられている字を使っております。

●河合委員

そうなのですね、失礼いたしました。では、UD 体もいろいろありますので、もっと違うフォントのものが良いかと思えます。

●事務局（坂本課長補佐）

わかりました。ありがとうございます。

●内山部会長

そのほか、ございますでしょうか。

●谷淵委員

河合委員からあったお話に関して、私も PTA におりますので、やっぱりこの小中学生が同じ質問事項というのが、7 歳児から 15 歳までがこの質問を受けるのかと思うと、なかなか難しいのではないかなというように思いました。

内容としては、ほとんどがやっぱり高学年だと理解できるかとは思いますが、ちょっと文章が難しいのかなというように思います。全部ひらがなを振ってありますけれども、配布されることもたちが、そういう当事者の意識があるのだらわかるのかと思うのですけれども、やっぱりちょっと小学生と中学生とで同じアンケートというのは、難しいのかなというのが思ったところでございます。

家庭それぞれで、実際私、地元が室蘭なのですけれども、私から見ていて、その当時からもヤングケアラーは存在していたと思うのですよね。やっぱり家庭って、隣の家を見ていませんので、あなたお姉ちゃんだからやりなさいと言われ続けてやっていることが当たり前だと思っていることもたち、今も結構多いと思うのですよね。

今回は当事者の方達というような配布にはなっているようすけれども、できましたら、世の中みんなのこどもたちを救ってあげたいと思いますので、配布をもう少しこの先広げていただいて、把握をして、こども達自身が「これ普通じゃないんだ」というようにわかってもらえたら、より良いのかなと思いますので、今回は最初の実施になるかと思えますけれども、今後もアンケート調査の方をどうぞよろしくお願いいたします。

●山田委員

私も同じようなことを考えていたのですが、今回はヤングケアラーだと自覚している人たちで、フォローを受けている人達と聞いたので、小学1年生とか3年生や4年生でも、辛抱強く、よし書き込むぞという人は書けるかもしれないけれども、フォローがあるのであればと。

そしてこれ家に持ち帰って家で書くのかなとちょっと思いました。親御さんが手伝わせていますよ、別にいいよねと思っている人は、別によいのですけれど、家で怒ったりする人、なんでこんなことをと言う人とか、いないのかなとすごく思ったりして、支援を受けてそういうところに行ったりそういう会話をしたりしている子達であれば、そのところの人達のフォローを受けて、例えば小学1年生2年生だったら、あなたはどの学年ですか等と言ってくれる人が横にいて、「書いた？」と聞いてくれるのが一番やりやすいのかなとちょっと思いました。

あともう一つ、先ほど谷淵委員がおっしゃっていたのですけれども、今回はその自覚してフォローを受けている子達という限定ですけれども、本当はそうじゃない子たちのアンケートを取りたいわけであって、そのフォローを受けている人たちというのは、大丈夫だと言ったらおかしいですけれども、ある程度わかっている部分でお互いに発散したり、解決に向かっていたり、ちょっとほっとする場があったりする子たちなのかなと思っているのですけれど、それ以外の見えないところ、当たり前だと思ってケアをしていたと思ってない子、私の近くにもいたりするのですけれども、それは家族の生活の中の、その人の一生をケアラーとして過ごすわけではなくて、5年とか10年とかその後、こどもたち妹たちがみんな大きくなって、そういうことがなくなることもあるかもしれないけれど、今だけがそうなのかもしれないという家庭もいっぱいあると思って、でもその親たちは、なんでうちはこんなアンケートを取られなければならないの、うちに渡されているわけなのと思ったり、特に小さな町、田舎だったりするとそう思われがちなので、そのときにどうやってアンケートを取ったらよいのだろうと、私ずっと考えながら列車に乗って来たのですけれども、全員とか、もしくは抽出してまずこの小学校の中で20人取ります等という中に、この子入れてほしいなと周りが思っているような子を入れて、アンケートをランダムに取りましたよという体で取ったりですか、何かいろんな方法を、あの手この手を考えてどうにか取る方法はないものだろうか、今回のものとは別にですね、その後の事を考えて、いろんな方法をさらに考えてもらえると嬉しいなど。

ヤングケアラーは、「あなたはヤングケアラーですよ」と断定するのが大事なのか、大事じゃないのか、それで傷つく家族とか傷つくこどもたちもいるのではないかということもすごく思っているので、私の近くにいる人たちは、みんな助けられるところは助けようねということで済ませてしまって、出ておいでよとか言って、みんなの周りの関わっている人達でやっていて、その「ケア」という言葉を一度も使ったことはないのですけれども、その言葉がすごく嫌だなと思っているのは私だけかなと思いつつ、で

もそんなことを言っていたらいろんな事業ができないので、それはいいのですけれども、そのいろいろな方法を考えてほしいという意見です。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、ご意見ありがとうございます。

今回のアンケートの取り方というのと、ご意見いただいたアンケートの取り方と、別のものになってきますので、今おっしゃったように断定してしまうことって、やはりお子さんにとっても、ご家族にとっても良いことじゃない場合というのもありますので、それを気づいていただくような施策を、これまでもやっておりますが、自分がヤングケアラーなのかなと、それが辛くなったら相談できる場所があればいいなというのを知ってもらえるような形で今やっておりますので、もちろんケアすることが悪いというわけではないので、ご家族のサポートをするというのはお子さんにとっても良いことにもなり得ますし、それが勉強ですとか生活に支障がない範囲ということであればいいのですけれど、もしそれが行き過ぎてしまって寝る時間ですとか学校行く時間が削れてしまうとかいうことにならないように、こういうサポートがあるよというのを広めていければいいのかなと考えております。

●内山部会長

そのほかいかがでしょうか。

●今西委員

アンケートの方、少し文飾させていただきながら作った部分がありますので、補足的な形になるのかといったところですがけれども、全道調査を以前しているという兼ね合いもあったところが前提にあったので、より具体的に政策的に持つていくためにはやはり当事者にアプローチをした方が良く、というところを前提としたアンケートをしていくというところで、ヒアリングができたら一番良いですねというところだったので、それをするためのアンケートというところからの形で、主に語れるのは高校生以上でしょうから、実はターゲットとして核となる高校生の部分を作っていて、でも小中いるかもしれないよねというところもあり、その部分を転用しながら作るという形でやっていたという話を、相談をさせてもらいながら作っていたところです。

ただ、今関わっている子たちは、小・中学生が全然いないというところがあるので、それも問題だなというところで、谷淵委員と山田委員のお二人からお話があったように、多分それはケアラー推進法の母体の方でどうするのかというところの議論をしなけ

ればならないだろうなと思うので、今のご意見を私も聴きながら、次の、今動いているところの方で、こういう意見もあると、お伝えしていければよいのかなと思っております。

なので、いろいろと河合委員からの、もう少しわかりやすくというところも正にそのとおりで、悩みながらどうしようかと、ヒアリングで補っていくしかないですよねという話もあり、原委員からもこの部会で当事者の人に来てもらえれば一番良いのかなと思うお話ありましたが、やはりインタビューでもいいので、実際の声を拾って、それを政策反映するというところに意義を持たせていくというところを狙いに作っていましたので、少し目につくところもあるかと思うのですけれども、このような形の取組とさせていただいたという経緯がありましたので、補足としてお話をさせていただきました。

以上です。

●事務局（坂本課長補佐）

ありがとうございます。

●内山部会長

それでは、議事全て通して、ご意見ご質問はございますでしょうか。

●一同

（発言なし）

●内山部会長

ないようでしたら、これで質疑応答を終了したいと思います。

●事務局（坂本課長補佐）

はい、では次回の部会についてご案内させていただきます。

次回は10月頃の開催を予定しております。また近くなりましたら改めてご連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

5 閉会

●内山部会長

ありがとうございます。これで本日の予定の議事は終了しました。進行を事務局にお返しします。

●事務局（坂本課長補佐）

内山部会長、河合副部会長、委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の施策への反映を検討してまいりますので引き続き、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして令和6年度第2回次世代育成支援部会を終了いたします。本日はご出席いただきましてありがとうございました。

以 上